

平成 30 年 2 月 27 日
日証金信託銀行株式会社

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

「銀行法等の一部を改正する法律」(平成二十九年法律第四十九号)の規定に基づく「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」につきまして、以下のとおり定め、公表いたします。

当社は、インターネットを通じた預金取引サービスは提供しておらず、電子決済等代行業者との API (Application Programing Interface) による連携及び協働につきましては、現状において実施する予定はありません。

今後、実施する場合には改めて公表することといたします。

以 上